

事業者

補助金の申請から交付まで

川崎市

1 補助金交付申請

- 補助金交付の申請には、次の書類を市に提出してください。
 - 補助金交付決定申請書、
 - 事業計画書、
 - 会社概要、
 - 誓約書、
 - 実績を証明する書類（船荷証券・輸出(入)許可証など）のサンプル
- 申請書は、川崎市港湾局の下記窓口へ提出してください。

2 補助金交付決定

- 申請書を川崎港利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査に付し、承認されましたら、事業者へ決定通知書を送付します。

3 定期報告

- 毎月、取扱量と今後の取扱見込量を報告してください。
- 事業計画の変更や補助対象貨物量に大きな増減(20%以上)が見込まれる場合は、変更決定承認申請書を提出してください。

4 実績報告書の提出

- 輸送開始日から3月31日までの実績を報告してください。
- 実績報告書には、決定通知書で指定した取扱実績を証明できる書類の写しを添付してください。

5 補助金交付額の決定

- 実績報告書、取扱実績証明書等を審査委員会での審査に付し、補助金交付額を確定したのち、事業者あてに補助金額確定通知及び請求書を送付します。

6 請求書の送付

- 5で送付された請求書に必要事項を記載して市へ返送してください。

7 補助金の交付

- 請求書の確認後、補助金を全額一括して交付します。

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク20階

電話 044-200-3628 Eメール 58keiki@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000022101.html>

平成27年度

川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度

のご案内

国際コンテナ戦略港湾である京浜港（川崎港、東京港、横浜港）は、海外諸港を利用し輸出入されているコンテナ貨物について、京浜港への利用転換等を支援し、京浜港を起点とした海上コンテナ輸送のさらなる活性化に向けて、平成23年度からコンテナ貨物に対する補助制度を実施しています。

川崎市においては、「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度」を創設し、川崎港への集荷促進を図ってまいりましたが、引き続き平成27年度においても補助制度を実施し、川崎港利用の増加を図っていきます。

ぜひ、この制度を活用いただき、川崎港をご利用ください。

1 補助金の額

1 FEUにつき **5,000円**

（ただし、アジア貿易促進事業については1 FEUにつき **3,000円**）

2 補助対象期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

3 補助の条件等

補助対象となる事業、補助の条件等については、中面をご覧ください。

4 申請期間

平成27年4月1日～平成28年2月29日

補助金交付予定額の合計が、平成27年度の予算額に達した場合は、受付を終了することがあります。

5 補助金の交付

実績報告書の審査後に全額を一括交付します。

6 問合せ先

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課（川崎駅前タワー・リパーク20階）

電話 044-200-3628 Eメール 58keiki@city.kawasaki.jp

平成27年度 川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度

事業区分	(1) 新規事業	(2) 継続事業	(3) 増加事業	(4) 内質振興強化事業	(5) アジア貿易促進事業
事業の内容	新たに川崎港を利用し、外国諸港湾又は国内諸港湾との間で海上コンテナ貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業	前年度までに新規事業として補助金交付決定を受けた事業で、当該年度においても継続する事業。(事業を開始した日から3年を経過していない事業)	川崎港と外国諸港湾又は国内諸港湾の間で海上コンテナ貨物を輸出、輸入、移出又は移入する事業のうち、当該年度の取扱量を基準貨物量 ^(※2) より増加させる事業	川崎港と八戸港又は仙台塩釜港の間で、海上コンテナ貨物を移出又は移入する事業	川崎港と、アジアの諸港湾を直接結ぶ航路の維持等に重要な海上コンテナを輸出、輸入する事業
補助対象者	外航船社及び内航船社・荷主・フォワーダー等			外航船社及び内航船社	荷主・フォワーダー等
補助対象貨物 ^(※1)	船舶(はしけを含む。)により川崎港において輸出、輸入、移出又は移入された海上コンテナ貨物(陸上輸送のみのコンテナは対象外)				
	全量	全量	基準貨物量と比較した増加貨物量	全量 (川崎港において外航航路と接続する場合は、その積替え分を含む。)	当該年度の取扱貨物の総量 ^(※3) から、新規事業、継続事業、増加事業の補助対象貨物を除いた貨物量
利用条件	継続的に川崎港を利用すること。 ^(※4)				申請事業者が川崎港において年間500FEU以上の取扱貨物量があること。又は川崎市内に事業所を置き、中小企業基本法第2条に規定する事業者であること。
	年間50FEUかつ基準貨物量より50FEU又は10%以上の増加があること。				
補助金の額	補助対象貨物の数量 ^(※5) × 補助単価 (1FEUにつき5,000円)				補助対象貨物の数量 × 補助単価 (1FEUにつき3,000円)
	1事業当たりの上限は2,000万円				
補助単価の加算			基準貨物量より20%以上増加 増加貨物の補助単価は6,000円		
			基準貨物量より30%以上増加 増加貨物の補助単価は7,000円		
	川崎港湾計画で指定した「臨海部物流拠点の形成を図る区域」 ^(※6) に関連する事業者の補助単価は7,000円				
注 解	<p>※1 補助対象となるコンテナは、荷の積載の有無を問いません。</p> <p>※2 継続事業、増加事業、内質振興強化事業の基準貨物量の考え方は、別紙1のとおりです。</p> <p>※3 申請事業者が、補助申請の有無にかかわらず、当該年度に川崎港コンテナターミナルを利用した全ての海上コンテナ貨物の量(新規事業、継続事業、増加事業の補助対象貨物を含む。)を指します。</p> <p>※4 申請時に提出される事業計画書をもとに川崎港利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会にて審査します。</p> <p>※5 補助対象期間の総取扱量をFEUに換算して算出します(20フィートコンテナは0.5FEU、45フィートコンテナは1.125FEU)。なお、端数は切り上げます。</p> <p>※6 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」は別紙2のとおりです。ただし、適用される事業者には制限があります。</p>				
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 同一の貨物に対し、複数の事業者に補助の適用はできません。(新規外航航路が開設されてから2年間はこの限りではありません。) 補助対象者が複数ある場合には、当該事業者間で調整の上、いずれかの事業者が申請するか、複数の事業者による共同申請とします。 事業を途中で中止した場合は、補助金交付対象とならないことがあります。 補助金の申請等に関して虚偽の申請や不正な行為があった場合は、補助金交付決定の取り消しや交付した補助金の返還を命ずることがあります。 平成28年度以降は、制度の内容が変更になることがあります。 				